

○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（認可を要しない事業計画の軽微な変更） 第五条 法第四条第一項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。 一・二 （略） 三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。 四～六 （略） （公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準） 第五条の三 法第七条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の七までに定めるところによる。 （排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準） 第五条の四 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び	（認可を要しない事業計画の軽微な変更） 第五条 法第四条第一項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号の一に該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。 一・二 （略） 三 国土交通省令で定める主要な管渠の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。 四～六 （略）

地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第五条の五 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

六 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又

は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造は、次に掲げるところによること。

イ 雨水の影響が大きい時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるよう、適切な高さの堰せきの設置その他の措置が講ぜられていること。

ロ 雨水吐からのきよう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二 屋外にある処理施設で下水の飛散により生活環境の保全上支障が生じるおそれのあるものにあつては、覆いの設置その他下水の飛散を防止する措置が講ぜられていること。

三 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。

四 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該

方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。
 ）により下水を処理する構造とすること。

計 画 放 流 水 質		生物化学 的酸素要 求量（単 位）	窒素含有 量（単位 ）	リン含有 量（単位 ）
一〇以下		位 一リ ットルに つき五日 間にミリ グラム）	一リッ トルにつ きミリグ ラム）	一リッ トルにつ きミリグ ラム）
一〇以下		一〇・五以 下	一〇・五以 下	一〇・五以 下
嫌気無酸素好気法（有機物 及び凝集剤を添加して処理 するものに限る。）に急速 濾過法を併用する方法		方 法		
嫌気無酸素好気法（有機物 及び凝集剤を添加して処理 するものに限る。）に急速 濾過法を併用する方法又は 循環式硝化脱窒法（有機物 及び凝集剤を添加して処理 するものに限る。）に急速 濾過法を併用する方法				

		一〇を超え 二〇以下	
一を超え 三以下	一以下		一を超え 三以下
嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

一〇を超え え一五以					
二〇以下			一以下		
三以下		一を超え 三以下			
嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添	標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法	に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

下			
	三以下		
標準活性汚泥法	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	加して処理するものに限る

五 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。

）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

2 前項第四号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

（適用除外）

第五条の七 前三条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 法第八条(法第二十五条の十において準用する場合を含む)。
次項において同じ。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

- 一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下
- 二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下
- 三 浮遊物質質量 一リットルにつき四十ミリグラム以下
- 四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量 第五条の六第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 法第八条(法第二十五条の十において準用する場合を含む)。
)に規定する技術上の基準は、次の表のとおりとする。

項目		区分	
水素イオン濃度(水素指数)	一	五・八以上八・六以下	高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する場合
生物化学的酸素要求量(一リットルにつき五日間にミリグラム)	二	二〇以下	同上
浮遊物質質量(一リットルにつきミリグラム)	三	七〇以下	同上
大腸菌群数(単位一立方センチメートルにつき個)	四	三、〇〇以下	同上

- 2 | 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。
- 3 | 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第一三八号）第三条第一項

この表に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。	その他の場合	沈殿法により下水を処理する場合			
		五・八	以上八	・六	以下
		一・二〇	以下		
		一・五〇	以下		
		三・〇	〇〇以下		

2 | 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第一三八号）第三条第一項

の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前三項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条（略）

一～六（略）

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八～十（略）

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（放流水の水質検査）

の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、前項の表に掲げる項目について同項の基準よりきびしい排水基準が定められ、又は同項の表に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

3 前二項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条（略）

一～六（略）

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八～十（略）

（放流水の水質検査）

第十二条 法第二十一条第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口（雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。）からの放流水について、少なくとも毎月二回（ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回）、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2
（略）

3 法第二十一条第一項の規定による第六条第二項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、同項に規定する各吐口（放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。）からの放流水について、毎年、同項に規定する時のうち少なくとも一回、行うものとする。

4 前三項のほか、放流水の水質が著しく悪化していると疑われる事情があるときは、必要な水質検査を行うものとする。

5 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第一項、第二項又は前項の規定にかかわらず、一の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第六条の技術上の基準に適合することが明らかであると認められる場合においては、当該他の項目について水質検査を行わないことができる。

6 第一項から第四項までの水質検査をしたときは、検査に供した放流水を採取した日時及び場所その他国土交通省令・環境省令で

第十二条 法第二十一条第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定による放流水の水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口（雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。）からの放流水に關し、少なくとも毎月二回（ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回）、第六条の技術上の基準により行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2
（略）

3 前二項のほか、放流水の水質が著しく悪化していると疑われる事情があるときは、必要な水質検査を行うものとする。

4 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、前三項の規定にかかわらず、一の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第六条の技術上の基準に適合することが明らかであると認められる場合においては、当該他の項目について水質検査を行わないことができる。

5 第一項から第三項までの水質検査をしたときは、検査に供した放流水を採取した日時及び場所その他国土交通省令・環境省令で

定める事項を明らかにしてその結果を記録し、これを五年間保存しておかなければならない。

(終末処理場の維持管理)

第十三条 (略)

一 (略)

二 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四・五 (略)

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(認可を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二・六 (略)

定める事項を明らかにしてその結果を記録し、これを五年間保存しておかなければならない。

(終末処理場の維持管理)

第十三条 (略)

一 (略)

二 散水濾床を使用する処理方式によるときは、濾床が詰まらないように散水率等を調節すること。

三 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

四・五 (略)

(認可を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号の一に該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二・六 (略)

（都市下水路の構造の技術上の基準）

第十七条の九 第五条の四、第五条の五（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の七の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

（都市下水路の維持管理の技術上の基準）

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（特定排水施設の構造の技術上の基準）

第二十二条 （略）

一 第八条第二号、第三号及び第八号から第十一号までの規定の例によること。

二・三 （略）

（都市下水路の維持管理の技術上の基準）

第十八条 法第二十八条第二項に規定する都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（特定排水施設の構造の技術上の基準）

第二十二条 （略）

一 第八条第二号、第三号及び第八号から第十号までの規定の例によること。

二・三 （略）